自由討議(第2・3回WT)における委員の意見概要 (※WT後、事務局で個別に聴取した意見も含む)

図書館資料の送信サービスについて(法第31条第1項第1号関係)

(1)送信の形態

- 利用対象の分量については、諸外国では「1書籍全体の10%または1章」や「1雑誌から1論文」などの形で限定しているところが多い。日本でも、デジタル送信に関しては、従来の「一部分」とは違う分量的な基準を設けることも検討されてよいのではないか。
- 送信の形態については、補償金を認めた上で、プリントアウトやダウンロードを認めた方がよいと思う。補償金制度を構築するのが直ちに難しいということであれば、ストリーミングだけを許容するということにならざるを得ないように思う。
- 「一部分」要件については、諸外国の図書館関連権利制限を見ると、市場流 通単位を念頭にその利用対象の分量を考えていることが多い。電子書籍を含 む商業流通との競合回避という観点からしても、そのような市場流通単位と いうものが考慮される余地があり得るのではないか。

(2)補償金請求権

- 補償金については、第30条のような集合的なものではなくて、一個一個の利用に対応した補償金を積み上げていくという個別的な形になると思うので、分配において難しい問題は生じないと思われる。また、電子的に記録していけば、さほどコストもかからず、個別の送信に対し個別のリターンが行くという分かりやすい形になるのではないか。補償金の額は、通常契約する際に適用されるような実質的な使用料の料率というのを重視した形になると思われる。
- 電子市場ができている場合、そもそも権利制限の対象外とすべき。市場が有る場合でも補償金があるからいいだろう、とはならない。金額の問題ではな

く、ある意味ビジネススキームやお金の配分の仕方を強制してしまうことが 問題。他方、それ以外のところについては補償金があったほうがいい。紙媒 体等で儲けている部分を圧迫する以上は補償金が必要で、その額について逸 失利益ベースという考え方もよく分かる。ただ、インフラ等のコスト負担を 免れていることなど、いろいろ考える必要があるかもしれない。

- 対象資料にはアウト・オブ・コマースのものも含まれるので、補償金を付けるとすればそれらについてどういう取り扱いになるかも別途考える必要がある。
- 主にこのサービスが、どのような主体によってどのような著作物を対象にして行われることになるのかという点を念頭に置いて、制度設計を進める必要がある。そもそも書籍や雑誌全体の郵送による貸出は現行法でも可能である中(事実コロナ禍への対応などを目的として郵送貸出サービスを実施している図書館も多い)、この送信サービスが利用される主な場面としては、①コピーがすぐに必要だという場合(メディア関係者等のプロユースが想定される)、②大学図書館の貸出不可の雑誌類のコピーが必要な場合、大きくこの2つがあると考える。仮に補償金を導入する場合、金額そのものは法律に書き込むものではないと思うが、公益性や営利・非営利の目的、主として対象となる資料の性質などに鑑みて、全く同じ扱いが望ましいのか、補償金の有無に関わる区分のあり方も含めて考えていく必要がある。
- 図書館資料の送信サービスの方では、補償金と組み合わせなければ利便性の 高いサービスは難しい。そのため、こちらの方では迅速に補償金の検討も進 めて、補償金とワンセットできちんと利便性が高いサービスを提供するよう にすべき。
- 送信の形態については、補償金を認めた上で、プリントアウトやダウンロードを認めた方がよいと思う。補償金制度を構築するのが直ちに難しいということであれば、ストリーミングだけを許容するということにならざるを得ないように思う。※再掲

- 非営利かつ小部分のデジタル送信について補償金を設けている国はドイツやスイスがあるが、米、英などでは、非営利の個人的調査・研究や学術目的に関しては、補償金を伴わない形でデジタル送信も行っている。企業利用や営利目的の場面では補償金の仕組みを導入することもあり得ると思うが、ごく限定的な、これまでの枠組みと大きく変わらない部分に関しては、各大学や各小規模の図書館等で課金システムを設けることのフィージビリティを含め、分けて考えることも一案なのではないか。
- 送信サービスの範囲・態様が権利者の市場に影響を与えない範囲に留まる場合に、利用者の利便性が高まることを理由に補償金を課すことは権利者へ二重の配慮をしているように見え、補償金が課されない場合に比して調査研究が減縮され、社会の損失につながるおそれがある。権利者の市場に影響を与えないような十分な配慮が可能なのであれば、補償金を課さずに送信サービスを行うという選択肢を必ずしも排除しなくてもよいのではないか。一方、調査研究に支障のない範囲で送信サービスを認めることで、どうしても権利者の市場に影響を与えざるをえないという場合には、やはり補償金が必要。その場合でも、個々の利用に関する補償金額を低く抑えつつ、権利者に対しては十分な金額の配分が可能になる仕組みが望ましい。

(3) 電子出版等の市場との関係

- 補償金請求権があるからいいということではなく、まずは電子出版等の市場を阻害しないような担保を設ける必要がある。その方法としては、権利者の利益を不当に害しないという一般的なただし書をつけ、その中で読み込むことが一つの方法。また、市場としては、電子出版のほかに、オンデマンド出版など様々なものがある。権利者によるそうしたビジネスが存在している場合は、それを尊重する必要がある。
- 電子出版等の市場への影響を考えると、補償金の問題が出てくるのは当然として、さらに、この送信サービスがされると権利者にとってはその範囲で自分のビジネスが成り立たなくなる可能性があるという意味では、ただし書などで市場への影響が大きい場合を除外していくことが非常に重要になってくる。

- 電子市場ができている場合、そもそも権利制限の対象外とすべき。市場が有る場合でも補償金があるからいいだろう、とはならない。金額の問題ではなく、ある意味ビジネススキームやお金の配分の仕方を強制してしまうことが問題。他方、それ以外のところについては補償金があったほうがいい。紙媒体等で儲けている部分を圧迫する以上は補償金が必要で、その額について逸失利益ベースという考え方もよく分かる。ただ、インフラ等のコスト負担を免れていることなど、いろいろ考える必要があるかもしれない。※再掲
- 電子出版サービス等とのすみわけ・兼ね合いは重要。諸外国の例では、契約のオーバーライド関係を立法で定めているところもある。日本では、法律で明確に定めると柔軟性を損なうことも考えられるので、例えば電子ジャーナルを契約している場合の考え方を示していくことも考えられる。
- 電子出版等の市場を阻害しないような担保が必要。例えば、今は過去の雑誌 に掲載された論文が論文単位で電子市場で購入できる場合が多いが、その場 合は、今回の拡大の対象にはならないと考えるのではないか。その点が補償 金の要否にも影響してくると思う。

(4) 主体となる図書館等の範囲

○ どのような図書館がこのサービスを実施するかによって判断が異なる。すべての図書館を一括りにして検討するのではなく、図書館の特性、紙あるいは電子形態での商業流通の状況、図書館での電子形態での購読可能性などによって類型化した上で、権利制限としては認められないケース/権利制限の対象とするが補償金の支払いを必要とするケース/権利制限として補償金も必要がないケースに整理する方向で議論すべき。

(5) その他

○ 実質的な利用用途(調査研究目的か否か)を担保することが難しいという 権利者の懸念はよく理解できる。例えば一般的な文芸書など、おおよそ調 査研究に利用される可能性が低く、権利者の市場に与える影響が大きいと 考えられるものを対象から外す(あるいはおおよそ調査研究に用いられる 可能性の高い学術的な資料や、市場での投下資本の回収を予定していない 非商業的な資料等に対象を限定する)という選択肢も、検討の余地がある のではないか。

その他関連する課題

(1) 「一部分」要件の取扱い

- 論文集に掲載されている一論文全体が複写対象にならないといった問題が 生じているので、「一部分」要件は見直しが必要。ただ、「一部分」要件を見 直す場合は、権利者の利益保護とのバランスを図るためにただし書の新設な どが必要になる。
- 公的機関が作成した広報資料等については、第31条の中で柔軟な扱いをすることもあり得るし、むしろ第32条第2項の改正ということも考えられる。
- 「一部分」要件は、市場における販売単位で考えるべき。法律に書きにくい ということであれば、一般条項化することもあり得る。
- 「一部分」については、補償金がない状態であれば厳しく絞る必要があったが、補償金がある場合は考え方も変わってくる可能性がある。この新しいバランスの上で「一部分」を考えればよいのではないか。
- 公的機関の資料は、まさにアウト・オブ・コマースであり、これの利用によって権利者へ与える害が考えられない。
- 補償金との相関関係は重要。従来は補償金がない中で利用範囲を広げるというと、権利者に納得してもらうために一般の人が読んでもすぐに分からないような条件を細々とつけて対応してきた。これは政府の掲げるデジタル立国に即する方向性なのか。補償金の仕組みを確立することで、それならここまでの利用を認めてよいのではないかという議論を、当事者含めて進めていく視点も重要である。

- 一部分については、出版流通単位をベースに考えるべき。ただ、論文集といった形の出版を委縮させることにはつながらないような配慮が必要。
 - (2) 図書館等におけるインターネット上の情報のプリントアウト・電子的な保存
- 一般のwebサイトなど、コンテンツの利用契約などによらず誰もがアクセス できるサイトについては、図書館が管理する著作物(図書館資料)には該 当せず、31条の対象ではないと考えるのが自然。
 - (3)図書館等の利用者による図書館資料の複製と、私的使用目的の複製(法第30条第1項)との関係(法第31条第1項との棲み分け)
- 31条1項1号は、司書等を介在させて複製させることが前提なので、コピー機でユーザーが勝手にコピーすることは、基本的に私的複製でないと許されないと思う。もし、私的複製することすら問題だということであれば、各図書館が館内のルールとして制限する、あるいは権利者からそれを要望するという形で解決すべきであって、法律で手当てすべき問題ではない。(さもないと私的複製が禁止される空間の定義などが複雑となり、また館外貸し出し可能なものについては外で私的複製することが妨げられないのであればあまり意味がなく、逆に館外貸し出しについても規制するというのであれば媒体の定義などが複雑となり、またいずれせよ監視が不可能である以上、遵守を期待することが困難である。)
- 図書館内のコピーはユーザーが行う場合も、あくまで司書の手足としてユーザーが行っているという建前の上での議論である。30条だからよいというのは31条とは全く別の話ではないか。慎重に考える必要。
- 図書館が提供しない機材を用いて図書館内での複製を認めることについて、図書館が積極的にそれを推進すべきとは全く考えないが、社会の状況からして、このような私的複製はもはや止めようがないのではないか。図書館という文脈だけではなく、このような複製が著作権者の権利の深刻な侵害になっているのか、それを防止する適切な方法があるのかなども含め、より広い観点から検討すべきではないか。

(4)「図書館等」の範囲

- オンライン講義への需要の高まりにとどまらず、広い意味での小中高を含めたオンライン情報へのアクセスが、今ほど求められている時代はない。そのような中で公共性のある小中高の学校図書館を「図書館等」に含めない理由はないように思う。
- 現在はオンライン授業が当然という環境になってきている。今まではニーズ に気付いていなかっただけかもしれないので、もう少しニーズを調べてみて もよいのではないか。
- 学校図書館の件について、ニーズはあると理解している。教育の情報化の進展の中で、学校図書館の位置づけは変わってきている。当然、小中高の学校図書館は「図書館等」に含まれるべき。
- 学校図書館が「図書館等」に含まれないとすると学校図書館には全く31条による恩恵が及ばないということになる。しかし、これまで議論してきたユーザーの利便性や権利者の保護、図書館の使命といった多くの事柄が学校図書館に当てはまらないとは思えない。学校図書館においても、単に授業の補完だけではない、児童や生徒の健全な教養を育成するという目的のための多くの役割があるはずであり、その役割は絶大であるから、学校図書館についても、しっかり「図書館等」として位置づけるべき。
- 「図書館等」の範囲は知識の適正な普及という観点からもなるべく広く認めるべきであり、要望が出ている学校図書館・病院図書館は、「図書館等」の範囲に含まれるべき。
- 学校図書館を「図書館等」の範囲に含めるべき。学校図書館においては、 35条により授業の過程における著作物利用は一定の範囲で可能なもの の、近年では、アクティブラーニングなど授業の枠にとらわれない学習の あり方が求められており、また学校司書の法制化などで学校図書館が図書 館としての機能を発揮していくことが期待されている。この機会に、長ら

く立法的な課題として指摘されてきたこの問題を解決することが望ましい。

○ 小中高を含む学校図書館に関しては、35条との兼ね合いも改めて考える必要がある。「授業」の範囲内であれば、35条に基づき学校図書館から教師や生徒の求めに応じて資料をデジタル送信することも条文上不可能ではないと考えられるところ、今回31条の改正により実現しようとするデジタル送信は教育機関においては既に実施可能な部分も少なくないはずである。同様のことは大学図書館についても言え、学生による図書館利用の大部分を占める授業レポートや卒業論文・学位論文等の執筆に必要な資料の主体的利用も、35条の範囲内と整理される部分があると考えられる。関連する解釈を明確化していくと共に、新たに31条のデジタル送信に補償金を設ける場合、教育機関が35条に基づき支払う補償金との整理を行う必要がある。さらに中期的には、35条が念頭に置く「授業」概念が、生徒・学生主体の学びが重視される現代の学校教育に適合しているか否かも検討する必要があるのではないか。

(5)「図書館資料」の定義

○ 図書館資料は、一般には物理的に特定の図書館の管理下に置かれている資料、あるいは提供者との契約によってアクセス・利用が可能となっている資料であるが、図書館間協力によって他の図書館から借り受けた資料については借り受けた図書館内での閲覧しか認めないケースもあることなどから、借り受けた図書館の管理下にある資料とみなしうるのではないか。

(以上)